

令和6年度 健康診断のお知らせ

商工会では、皆様の健康増進と健康管理意識を高めていただくため、毎年定期健診及び生活習慣病予防健診を実施しております。
また、常時使用する従業員が一人でもおられる事業所では、労働安全衛生法に基づき、その従業員に健康診断を年に1回以上受診させることが義務付けられております。ぜひ、この機会に健診を受診されますようおすすめいたします。

八幡市商工会URL



※ 従業員に対する健康管理義務のひとつ、「結果に異常があった従業員（有所見者）について、医師の意見を聞く義務」に関しては当商工会では対応していません。健康診断の結果従業員に異常が見られた場合は、健康診断が行われた日もしくは労働者が健康診断結果を事業者へ提出した日から3ヶ月以内に、産業医の選任義務のある事業場においては産業医の意見を聴く、また、産業医の選任義務がない事業場の場合は、事業場の実態についてよく把握している医師などから意見を聴くか、京都南地域産業保健センター（075-468-1144）までご連絡いただき、ご対応ください。

⇒従業員の健康管理義務については裏面を参照ください。

【対象者】 商工業者とその家族、従業員

※Dコースの受診は、35歳～74歳までの方で健康保険（政府管掌）の被保険者ご本人（被扶養者を除く）に限ります。なお、健診当日に被保険者資格が無い場合は受診できません。

【健診の内容およびコース】 希望される健診内容に応じたコースをご確認ください。

コース	健診内容
A (定期健診)	※コース詳細は、別紙「健康診断／コース別検査項目表」をご覧ください。
B	※Dコースは、全国健康保険協会が運営している協会けんぽに加入されている、35歳以上の方（平成2年4月1日までに生まれた方）が対象です。
C	（受診申請が受け入れられた場合に限られます。）
D (生活習慣病予防健診)	（参考）令和6年度中の35歳＝平成元年4月2日から平成2年4月1日生まれ迄。

コース	必要書類
A B C	同封の「全コース共通集団健診申込書」
D	① 同封の「全コース共通集団健診申込書」（受診者氏名等をご記入ください） ② 健康保険証の写し、または「全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診対象者一覧（令和6年度）」⇒社会保険に加入の事業所様宛に、今年3月頃協会けんぽより郵送されている書類です。 ※マイナンバーカードの写しでの受付は現状対応していません。②を持たれていない場合、「保険証番号」、「健康保険証の記号」、対象者の「健康保険証の番号」が必要となりますので、ご不明の際はお手数ではございますが、協会けんぽにお問合わせいただき、八幡市商工会にFAX等でお知らせ下さい。 ※9月以降随時協会けんぽより社会保険加入事業所宛てに送付予定の「資格情報のお知らせ」の写しで確認することも可能です。（申請期限迄に送付が間に合わない可能性もございます。）

≪1事業所6名以上で受診する場合の受診料について≫

受診者が1事業所で6名以上の場合（Dコース申込人数を除く）受診事業所の負担の公平性を保つため、6名以上からの受診料は下記表右側の価格が適用となることをご了承ください。6名以上からの価格におきましても、他機関で受診されるよりも5,000円～10,000円程度低価格の受診料となっております。

（例）Aコース7名で受診の場合⇒（5名×4,800円）＋（2名×6,800円）＝37,600円

【受診料】

コース	1事業所につき	
	1～5名までの受診料	6名～の受診料
A	4,800円	6,800円
B	5,800円	7,800円
C	11,800円	13,800円
D	5,282円	5,282円

午前の受診枠を大幅に減らす時間割で実施します。午前の受診希望でも午後の受診に変更になることや、同一事業所で同日に複数人が受診する場合でも、異なる時間帯で受診していただくことがあります。何卒ご協力よろしくお願いたします。

【健診日時】 2024年11月11日（月）、12日（火）

同封の申込書に、ご希望の日と希望時間帯（午前・午後・どちらでも可）に○印を記入してください。受診時間の設定は八幡市商工会事務局において決定させていただきますが、希望日と希望時間に添えない場合がありますのでご了承ください。

【健診場所】 八幡市文化センター・1階展示室（八幡市八幡高畑5-3・八幡市役所南東側）

駐車場につきましては台数に限りがありますので、できるだけ乗り合わせてご来場ください。

【健診機関】 一般財団法人 京都予防医学センター

※受診セット（受診日時、キット等）については、10月25日（金）を目途に受診者の所属事業所あてに京都予防医学センターより直接送付させていただきます。受診結果は11月26日（火）頃に事業所宛に同センターより送付されます。

【お申込み】 9月20日（金）まで（厳守）

必要書類に受診料振込領収書の写しを添えて、八幡市商工会へお申し込みください。受診料は、振込手数料をご負担いただき、下記指定口座いずれかへ振り込みいただきますようお願いいたします。

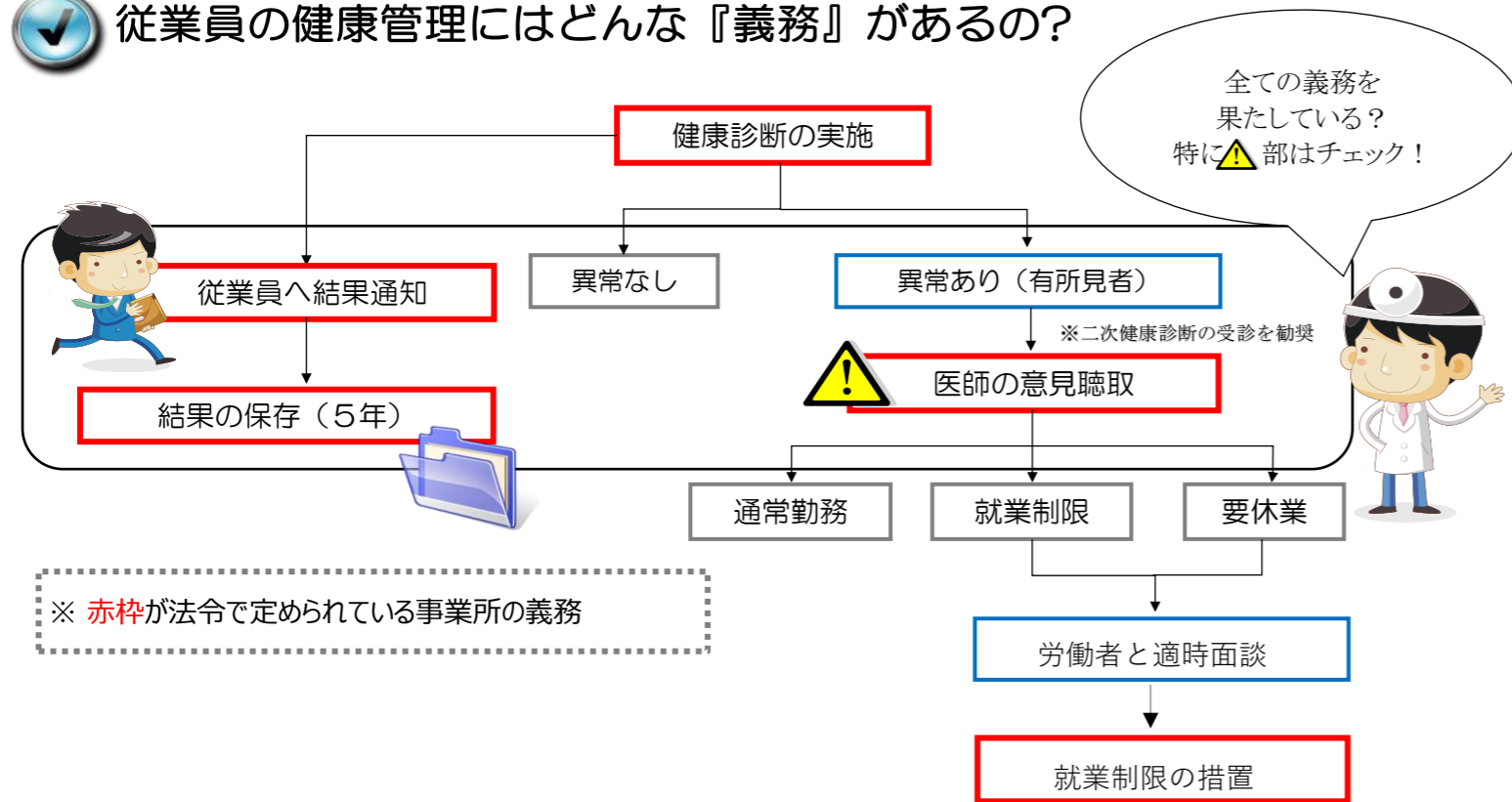
- ① 京都銀行 八幡中央支店 普通 3854 ヤマシヨウカイ カネヨウ タカシ アツ
- ② 京都中央信用金庫 八幡支店 普通 0041021 八幡市商工会 会長 高橋 敦
（名義は①②とも同じです。）

※ 返金・キャンセルに関して

締切期日	キャンセルの可否
11月5日（火） 午後5時まで	11月5日（火）午後5時迄のキャンセルに関しては、①商工会窓口にて返金させていただくか、②振込での返金対応とさせていただきます。振込の際は、受診料総合計金額から、振込手数料を差し引いた額を返金させていただきます。予めご了承ください。
11月5日（火） 午後5時以降	11月5日（火）午後5時以降のご返金は出来かねますので予めご了承のほどお願い致します。

お問い合わせ・お申し込みは、八幡市商工会へ TEL：981-0234 FAX：981-8556 担当：平岡・餌取

④ 従業員の健康管理にはどんな『義務』があるの？



このように、大きくわけて5つの義務があります。

- ① 従業員への健康診断を実施する義務
- ② 結果に異常があった従業員(有所見者)について、医師の意見を聞く義務 ※!の箇所
- ③ ②の結果「就業制限・要休業」とされた者に就業制限を講じる義務
- ④ 健康診断の結果を従業員に通知する義務
- ⑤ その結果を5年保存する義務

八幡市商工会の健康診断事業は、「① 従業員への健康診断を実施する義務」に関してサポートさせていただく事業です。

②～⑤の義務については、各事業所様でのご対応をお願いいたします。

これらは全て“義務”なので、違反すると労働局より是正勧告の対象となります。

特に①と⑤は、違反した場合50万円以下の罰金が定められています。

表面へ